

魚津市公告第4号

魚津市森林整備計画の公告について

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5の規定に基づき、魚津市森林整備計画の案を策定したので、同法第10条の5第7項の規定により公告し、縦覧に供する。

なお、魚津市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、魚津市長に対し理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和4年2月15日

魚津市長 村椿 晃

1 縦覧場所

魚津市役所 産業建設部農林水産課

魚津市ホームページ (<https://www.city.uzu.toyama.jp>)

2 縦覧期間

自 令和4年2月15日

至 令和4年3月15日